（様式８）

誓　　　　約　　　　書

　当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

　また、必要な場合には、このことについて三重県警察本部に照会することを承諾します。

記

１　当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（四日市市暴力団排除条例（平成２３年四日市市条例第９号）第２条第１項に規定する暴力団をいう。）

（２）暴力団員（四日市市暴力団排除条例（平成２３年四日市市条例第９号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）

２　１の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

　　　　令和６年　　月　　日

　四日市市長　森　　智　広 様

　　　　　　　　　　　　　 印

（複数事業者による共同提案の場合、各構成員別に作成すること。）

（参　考）四日市市暴力団排除条例（平成２３年四日市市条例第９号）

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（２）　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（３）　暴力団排除　暴力団又は暴力団員による不当な活動を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

（４）　市民　市内に住所を有する者又は通勤者、通学者等市内に滞在している者をいう。

（５）　事業者　市内で事業を行う個人又は法人をいう。

（６）　関係団体　三重県暴力追放運動推進センター(法第32条の3第1項の規定により三重県公安委員会から指定を受けた者をいう。)を始めとする、地域住民又は職域による暴力団排除活動を行う団体をいう。

(一部改正〔平成24年条例38号〕)